

長野市職員の営利企業への従事等
に係る取扱いマニュアル
(概要版)

総務部職員課

令和8年10月策定

第1 制度の概要

職員は、全体の奉仕者として、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定により、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）への従事等を行うことができない。

1 許可が必要となる職員の範囲

営利企業への従事等の許可が必要となる職員の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の一般職員
- (2) 任期付職員（短時間勤務を含む。）
- (3) 再任用職員（短時間勤務を含む。）
- (4) 臨時的任用職員
- (5) フルタイム会計年度任用職員

なお、パートタイム会計年度任用職員については、法第 38 条第 1 項の適用対象ではないことから、営利企業への従事に際して許可を要しないが、その取扱いについては、別に定めるところによる。

また、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 17 条の適用を受ける職員については、同法に定めるところによる。

2 許可を必要とする行為

営利企業への従事等として任命権者の許可を受けなければならない行為は、次のとおりとする。

- (1) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等に就任すること。
⇒【第 2・2(1)】
- (2) 自ら営利企業を営むこと。⇒【第 2・2(2)】
- (3) 報酬を得て事業又は事務に従事すること。⇒【第 2・2(3)】

第2 許可の要件

職員は、上記【第 1・2】に掲げる行為について、次の 1 及び 2 に掲げる要件を全て満たす場合に許可を受けることができる。

1 全ての行為の共通要件

- (1) 職務の遂行に支障を来すおそれがないこと。

ア 心身の疲労等による能率の低下を来すおそれがないこと。

イ 職員の健康状態、就任先で従事する事務の内容、従事時間数等を考慮し、職員の職務の遂行に支障を来すおそれがないこと。

- (2) 職員の職と当該営利企業への従事等との間に特別な利害関係又はその発生のおそ

れないこと。

ア 職と当該営利企業への従事等との間に、相反する利害関係を有しないこと。

イ 職務の公正を妨げるおそれがないこと。

(3) その他法の精神に反しないこと。

ア 職務の公正性及び信頼性が確保されるものであること。

イ 職員の品位を保持し、職全体の名誉を維持するものであること。

2 行為ごとの個別要件

(1) 営利企業の役員等への就任

ア 許可を要する従事内容等

(ア) 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは、商業、工業、金融業等、利潤を得てこれを構成員に配分することを主たる目的とする企業体をいい、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社のほか、主として営利行為を行う法人等を含む。

農業協同組合、消費生活協同組合、特定非営利活動法人、公益財団法人その他法令上営利を目的としないとされている団体は、営利企業には含まれないため、当該団体の役員等に就任すること自体については許可を要しない。ただし、これらの団体から報酬を受けてその活動に従事する場合には、【[第 2・2 \(3\)](#)】に掲げる「報酬を得て事業又は事務に従事すること」として許可を要する。

(イ) 「役員等」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する社員、理事監事、支配人、発起人、清算人、顧問、参与、評議員その他これらに準ずる職であって、業務の執行又は監査について責任を有する地位にある者及びこれらの者と同等の権限又は支配力を有する地位にある者をいう。

(ウ) 営利企業の役員等への就任については、報酬の有無を問わず、また、名義のみである場合であっても、許可を要する。

イ 許可の考え方

営利企業の役員等への就任は、【[第 2・1 \(1\) から \(3\) まで](#)】のいずれにも該当するとともに、次の事項に該当する場合に限り、許可することができる。

なお、営利企業の役員等のような経営上重要な地位に職員が就任する場合には、当該営利企業と市との関係について疑惑又は不信を招き、特別な利害関係が生ずるおそれがあることから、その許可の範囲は限定的に考える必要がある。

【[第 2・1 \(2\) 職員の職と当該営利企業への従事等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。](#)】 関連

(ア) 役員等に就任する営利企業が、市の出資法人又は出えん法人等であり、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民生活の向上その他公共の福祉の増進に資

するとともに、市の事業又は事務と密接な関連を有するものであること。

(イ) 市の施策推進のため、職員が役員等に就任する必要があると認められること。

(ウ) 無報酬での活動であること。

ウ 申請の際に添付する関係書類

営利企業の役員等への就任を行おうとする職員は、任命権者への申請の際に、次に掲げる書類を添付するものとする。

(ア) 定款その他従事する営利企業の概要が分かる資料

(イ) その他参考となる資料

(2) 自ら営利企業を営むこと（自営）

ア 許可を要する従事内容等

(ア) 「自ら営利企業を営むこと」（以下「自営」という。）とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。また、他人名義であっても、職員本人が営利企業を営むものと客観的に認められる場合を含む。

(イ) 次に掲げるものは、許可を要する自営の範囲に含まれる。

a 不動産の賃貸

次のいずれかに該当する場合

(a) 独立家屋の賃貸にあつては、独立家屋の数が5棟以上である場合

(b) 独立家屋以外の建物の賃貸にあつては、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上である場合

(c) 土地の賃貸にあつては、賃貸契約の件数が10件以上である場合

(d) 賃貸に係る不動産について、劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものである場合

(e) 賃貸に係る建物について、旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものである場合

(f) 不動産の賃貸に係る賃貸料収入の額が年額1,000万円以上である場合（駐車場の賃貸も併せて行っている場合は、それらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額とする。ただし、建物の賃貸のみを行う場合で、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満であるときを除く。）

(g) 上記(a)から(f)までに掲げる不動産の賃貸と同様の状態にあると認められる場合

b 駐車場の賃貸

次のいずれかに該当する場合

(a) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場である場合

(b) 駐車台数が10台以上である場合

- (c) 駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額が年額 1,000 万円以上である場合(不動産の賃貸も併せて行っている場合は、それらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額とする。)
- (d) 上記(a)から(c)までに掲げる駐車場の賃貸と同様の状態にあると認められる場合
- c 太陽光電気の販売
太陽光発電により得られた電気の販売において、販売に係る太陽光発電設備の定格出力が 50 キロワット以上である場合
- d 農業等
農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等において、大規模に経営され、客観的に営利を主たる目的とすると判断される場合
- (ウ) 次に掲げるものは、許可を要する自営の範囲に含まれない。
 - a 自家用の飯米や野菜を生産する程度の農家である場合
 - b 自らの制作物(著作、楽曲、映像等)について、単発的に売却や出版等を行い、報酬を得る場合

イ 許可の考え方

自営は、【第2・1(1)から(3)まで】のいずれにも該当するとともに、次の事項に該当する場合に限り、許可することができる。

- (ア) 【第2・1(1) 職務の遂行に支障を来すおそれがないこと。】 関連
 - a 不動産又は駐車場の管理業務や、太陽光発電設備の維持管理業務を事業者に委ねること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - b 農業等の事業遂行のための責任者を職員以外の者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (イ) 【第2・1(3) その他法の精神に反しないこと。】 関連
 - a 農業等は、相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

ウ 申請の際に添付する関係書類

自営を行おうとする職員は、任命権者への申請の際に、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (ア) 不動産又は駐車場の賃貸の場合
 - a 不動産登記簿謄本、図面等の賃貸する不動産等の状況が分かる資料
 - b 賃貸契約書の写し等の賃貸料収入額が分かる資料
 - c 管理会社との管理業務契約書等の不動産又は駐車場の管理方法が分かる資料

料

d 事業主の名義が職員と異なる場合は、事業主の氏名、当該職員との続柄及び当該職員の当該事業への関与の程度が分かる資料

e その他参考となる資料

(イ) 太陽光電気の販売の場合

a 太陽光発電設備の仕様書の写し等の定格出力が分かる資料

b 売電契約書の写し等の販売内容が分かる資料

c 維持管理業務を委託する契約書の写し等の管理方法が分かる資料

d 事業主の名義が職員と異なる場合は、事業主の氏名、当該職員との続柄及び当該職員の当該事業への関与の程度が分かる資料

e その他参考となる資料

(ウ) 上記以外の場合

a 職員が当該事業を継承したことが分かる資料

b 事業報告書、組織図等の当該事業の概要が分かる資料

c 職員以外の者を当該事業の業務遂行のための責任者としていること等、職員の職務遂行に影響がないことを明らかにする資料

d 事業主の名義が職員と異なる場合は、事業主の氏名、当該職員との続柄及び当該職員の当該事業への関与の程度が分かる資料

e その他参考となる資料

(3) 報酬を得て行う事業又は事務への従事

ア 許可を要する従事内容等

(ア) 「報酬」とは、その名称のいかんを問わず、労務の対価として支給又は給付されるものをいい、講演料、原稿料等の謝金を含む。ただし、実費弁償としての交通費等は、報酬には該当しない。

(イ) 「事業又は事務に従事すること」とは、従事期間又は従事頻度にかかわらず、職員がその職務以外の業務に従事する場合をいう。

(ウ) 職員がその職務として、職務命令に基づき対応する場合は、実費弁償を除き、報酬等を受け取ることはできない。

(エ) 無報酬で職務以外の事務又は事業に従事することについては、任命権者の許可は不要である。ただし、その従事内容又は態様によっては、信用失墜行為の禁止その他の服務規律に抵触する場合には、従事することができない。

イ 許可の考え方

報酬を得て事業又は事務に従事することは、【[第2・1\(1\)から\(3\)まで](#)】のい

れにも該当するとともに、次の事項に該当する場合に限り、許可することができる。

(ア) 【第2・1(1) 職務の遂行に支障を来すおそれがないこと。】 関連

a 従事時間数は、「週8時間又は1か月30時間以内」、かつ「勤務時間が割り振られた日において1日3時間を超えないもの」とすること。

(イ) 【第2・1(2) 職員が職と当該営利企業への従事等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。】 関連

a 報酬額が、社会通念上相当と認められる程度を超えない額であること。

(ウ) 従事先が次に掲げる団体であること。ただし、【ウ 地域社会貢献活動に関する営利企業への従事】に掲げる要件を満たす場合には、これら以外の団体の事業又は事務に従事することを妨げない。

従事先団体	備考
国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、地区の消防団等	—
公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人等	以下の全てを満たすこと。 ・団体の設立目的に沿った活動実績があること。 ・団体又はその役員（役員であった者を含む。）が、当該団体の業務に係る刑事事件に関して起訴（無罪の判決又は控訴棄却の決定が確定した場合を除く。）又は特定不利益処分を受けていないこと。
一般社団法人、一般財団法人等	以下の全てを満たすこと。 ・定款等の団体の目的が、公務員としての信用を傷つけ又は職全体の不名誉となるおそれがないこと。 ・団体の設立目的に沿った活動実績があること。 ・直近3年分の事業報告、活動計算書等の資料がホームページ等により住民に広く公表されていること。 ・団体又はその役員（役員であった者を含む。）が、当該団体の業務に係る刑事事件に関して起訴（無罪の判決又は控訴棄却の決定が確定した場合を除く。）又は特定不利益処分を受けていないこと。

ウ 地域社会貢献活動に関する営利企業への従事

地域の人口減少や地域活動の担い手不足が進む中、職員がこれまでの経験を生かし、又は新たな知識を得ながら、地域の一員として地域や社会が抱える様々な課題の解決に貢献する活動に参画することは、市民との協働による地域づくりに資するものである。

また、その活動を通じて得られる市民の視点を本市の施策に反映させることも

期待される。

本市においては、営利企業の活動であっても、当該個人又は団体の利潤追求にとどまらず、地域振興その他の公益の増進に資すると認められるものについて、当該活動の維持に必要な従業者が不足しており、かつ、市職員が従事することについて社会的需要が高いと認められる場合には、民間の就業を阻害しないことを前提として、上記イ(ウ)に掲げる従事先に準じて取り扱うものとする。

なお、次に掲げる活動を想定するが、適否については個別に判断するため、事前に各任命権者の人事担当へ相談の上、申請すること。

- (ア) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (イ) 社会教育の推進を図る活動
- (ウ) まちづくりの推進を図る活動
- (エ) 観光の振興を図る活動
- (オ) 農山村又は中山間地域の振興を図る活動
- (カ) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (キ) 環境の保全を図る活動
- (ク) 災害救援活動
- (ケ) 地域安全活動
- (コ) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (サ) 国際協力の活動
- (シ) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (ス) 子どもの健全育成を図る活動
- (セ) 情報化社会の発展を図る活動
- (ソ) 科学技術の振興を図る活動
- (タ) 経済活動の活性化を図る活動
- (チ) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (ツ) 消費者の保護を図る活動
- (テ) その他公益性の高い地域的又は社会的な貢献活動

エ 申請の際に添付する関係書類

報酬を得て事業又は事務に従事しようとする職員は、任命権者への申請の際に、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (ア) 従事する事業又は事務の概要が分かる資料
- (イ) 従事先団体の活動実績等が分かる資料
- (ウ) その他参考となる資料